

平成 25 年 8 月 27 日

食品表示企画課

## 「アレルギー物質を含む食品に関する表示について」概要

## 1 前回部会までの経緯

## (1) これまでの経緯

アレルギー物質を含む食品の表示基準については、①食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成 23 年内閣府令第 45 号。通称「表示基準府令」。）及び②食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（平成 23 年内閣府令第 46 号。通称「乳等表示基準府令」。）等において定めているところ、これらの表示基準を適切に運用するため、概ね 3 年ごとに、我が国における食物アレルギーによる健康被害の実態調査等を行い、その結果に基づき、表示される特定原材料等の見直し等を行っているところ。

## (2) 前回部会での議論

ア ごまとカシューナッツの 2 品目を推奨品目の候補にするということで、大方の賛成が得られた。

なお、議論の中で次のような意見もあった。

- ・ 全国実態調査を過去 4 回実施し、ある程度十分なところまで行き着いているのではないかと。これらの検討結果を見てもほとんどの項目が網羅されている。調査そのものは、継続性という形で重要だと思いが、見直しの方向性そのものを変えるべきではないか。
- ・ 府令で規定する義務表示、通知で規定する任意表示という範囲をどのように決定するか、規定の手続が必要と考える。
- ・ 推奨表示なり義務表示を広げていくことになれば、そこには科学的根拠が必要ではないか。個々のアレルギー物質を評価すべきで、食品安全委員会の意見を聴取することもできるのではないか。

※これらの意見は、今後の検討課題としたい。

イ 今後の進め方として、推奨の候補であることから通知の改正となるため、次回の部会において通知の改正案などをお示しし、御審議いただくこととする。

## 2 通知案の考え方

- ・ごまとカシューナッツを推奨品目に追加することに伴う関係部分の改正（対象範囲を含む）を行う。
- ・ただし、現在アレルギーの通知としては、「食品衛生法施行規則及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について」（平成 13 年 3 月 15 日食発第 79 号）と「アレルギー物質を含む食品に関する表示について」（平成 13 年 3 月 21 日食企発第 2 号・食監発第 46 号）、この 2 本の厚生労働省通知が発出されているところであるが、今回、ごまとカシューナッツを追加することを契機に消費者庁通知として改めて通知を発出する。発出するに当たっては、厚生労働省通知 2 本の内容を 1 本にまとめた形とする。
- ・このほか形式的な改正は行うが、今回の改正としては、ごまとカシューナッツを推奨品目に追加する以外に表示が変更になるような改正は行わない。

## 3 通知案の概要

- ・新たにごまとカシューナッツの 2 品目を「特定原材料に準ずるもの」に追加すること。
- ・当該 2 品目の表示は、本通知後、包装材を切り換える機会に合わせたできる限り早い段階で、表示を行うよう指導すること。
- ・「食品衛生法施行規則及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について」（平成 13 年 3 月 15 日食発第 79 号）及び「アレルギー物質を含む食品に関する表示について」（平成 13 年 3 月 21 日食企発第 2 号・食監発第 46 号）を基に別添 1 のとおり「アレルギー物質を含む食品に関する表示指導要領」、別添 2 のとおり「アレルギー物質を含む食品に関する表示 Q & A」として新たに定めたこと。
- ・「アレルギー物質を含む食品に関する表示指導要領」の概要は別紙のとおり。

## 別添 1 「アレルギー物質を含む食品に関する表示指導要領」の概要

### 第1 アレルギー物質を含む食品に係る表示の基準

#### 1 表示の概要

食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成 23 年内閣府令第 45 号)及び食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令 (平成 23 年内閣府令第 46 号)に基づき表示が義務付けられていること。

#### 2 表示の対象

##### (1) 特定原材料

食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった食品のうち、特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高い 7 品目 (卵、乳、小麦、えび、かに、そば、落花生) を特定原材料として表示を義務付け。

##### (2) 特定原材料に準ずるもの

食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった食品のうち、過去に一定の頻度で発症が確認できるものや重篤な健康危害が見られる 20 品目 (既存の 18 品目に今回新たに「カシューナッツ」、「ごま」を加え 20 品目) を特定原材料に準ずるものとして表示を推奨。

##### (3) 特定原材料等の範囲 →別表 1 特定原材料等の範囲

特定原材料等の範囲は、原則として、日本標準商品分類の番号で指定されている範囲のものを指す。

#### 3 表示方法

##### (1) 特定原材料等の表示方法 →別表 2 添加物の表示例

- ・添加物以外の原材料の場合は、原則「原材料名 (〇〇を含む)」と記載。
- ・添加物の場合は、原則「物質名 (〇〇由来)」と記載。

##### (2) 乳を原材料とする加工食品の表示方法

- ・乳を原材料とする加工食品：

①「乳」を原材料として含む旨、②乳成分を原材料として含む旨又は③乳の種類別

- ・乳製品を原材料とする加工食品：
  - ①「乳製品」を原材料として含む旨、②乳成分を原材料として含む旨又は③乳製品の種別
- ・乳又は乳製品を原料とする食品を原材料とする加工食品
  - ①「乳又は乳製品を原料とする食品」を原材料として含む旨又は②乳成分を原材料として含む旨

(3) 乳、乳製品又は乳及び乳製品を主要原料とする食品の表示方法

- ・乳製品：濃縮ホエイ等乳製品であることが一般に明らかでない乳製品にあつては、種別のほか、「乳製品」である旨を記載 など
- ・乳及び乳製品を主要原料とする食品：乳若しくは乳製品を原材料として含む旨、乳成分を原材料として含む旨又は主要原料である乳若しくは乳製品の種別のうち少なくとも一つを含む旨を表示 など

(4) 代替表記等 →別表3 代替表記方法リスト

次のものについては、特定原材料等を含む旨又は由来する旨を省略することができる。

- ・代替表記：特定原材料と具体的な記載方法が異なるが、特定原材料の記載と同一のものであると認められるもの
- ・特定加工食品：特定原材料を原材料とする加工食品であつて、その名称が特定原材料を原材料として含むことが容易に判別できるもの
- ・特定加工食品を原材料とする加工食品にあつては、特定原材料を原材料として含む旨の表示は、当該特定加工食品を原材料として含む旨の表示
- ・特定原材料に由来する添加物を含む食品であつて、①当該特定原材料又は当該特定原材料を原材料とする特定加工食品を原材料として含む旨を別途表示しているもの及び②その食品の名称が当該特定原材料を原材料として含むことが容易に判別できるもの
- ・特定原材料に由来する添加物であつて、その名称が特定原材料に由来することが容易に判別できるもの

(5) その他の表示方法

- ・個々の原材料又は添加物の直後に特定原材料等を含む旨又は由来する旨を記載する個別表示のほか、個々の原材料等に含まれる特定原材料等をまとめて記載する一括表示が可能。
- ・個別表示と一括表示を組み合わせて使用することは、原則禁止。

#### (6) 表示が免除される場合

- ・ 特定原材料を原材料として含む食品であっても、抗原性が認められないもの
- ・ 特定原材料に由来する添加物であっても、抗原性試験等により抗原性が認められないと判断できる場合
- ・ 特定原材料に由来する香料（実際に食物アレルギーを引き起こしたという知見が乏しいため）
- ・ 特定原材料を原材料とするアルコール類（その反応が特定原材料の抗原性によるものかアルコールの作用によるものかを判断することは極めて困難なため）

#### (7) コンタミネーション

- ・ ①他の製品の原材料中の特定原材料及び特定原材料に準ずるものが製造ライン上で混入しないよう当該製造ラインを十分に洗浄
  - ②特定原材料及び特定原材料に準ずるものを含まない食品から順に製造
  - ③可能な限り専用器具を使用
- など、製造者等がコンタミネーションを防止するための対策の実施を徹底
- ・ これらのコンタミネーション防止対策の徹底を図ってもなおコンタミネーションの可能性が排除できない場合は、注意喚起表示を推奨

#### (8) その他留意事項

- ・ 「入っているかもしれない」との可能性表示は認められない。
- ・ アレルギー表示について、「穀類」などの複合化して記載することは認められない。ただし、製造工程上の理由から、「たん白加水分解物（魚介類）」など5つに限り、例外的に認める。
- ・ キャリーオーバー及び加工助剤など、一般の食品添加物での表示が免除されているものであっても、特定原材料等については表示が必要。
- ・ 特定原材料及び特定原材料に準ずるもののうち、高価なもの（あわび、いくら、まつたけ等）が含まれる加工食品について、消費者の誤認を防止するための表示
- ・ 「特定原材料に準ずるものを含むであろう」とアレルギー疾患を有する者が社会通念に照らし認識する食品については、当該特定原材料に準ずるものを使用せずに当該食品を製造等した場合、当該特定原材料に準ずるものを使用していない旨を表示することが制度の本旨から望ましいこと。
- ・ 優良誤認表示に当たらない範囲で、表示の文字の色や大きさ等を変えたり、いわゆる一括表示枠外に別途強調表示する等の任意的な取組を容認
- ・ 対面販売や外食産業におけるアレルギー表示の自主的な取組の推進

- ・特定原材料等は、さらなる実態調査等を行い、新たな知見や報告により再検討

## 第2 関係業者等が留意すべき事項

### 1 製造記録等の保管に関する留意事項

特定原材料を原材料として含むか否かの検証のため、製造記録等を適切に保管

### 2 食物アレルギーに関する情報提供について留意すべき事項

特定原材料等についてのみでなく、これら以外の原材料についても、電話等による問い合わせへの対応やインターネット等による情報提供を行うことが望ましいこと。

## 第3 監視指導に関する事項

### 1 監視事項

- ・製造、販売した製品についての製造、販売等に係る関係書類を調査すること。特に原材料の表示等、製品の原材料が明らかとなる書類を調査すること。
- ・調査結果に基づき、輸入、製造、流通、販売等に関係する他の業者についても調査を行うこと。

### 2 特定原材料を含む旨の表示がなされていない食品について、食品衛生監視の観点から原材料の調査を行う必要が認められる場合

- ・通常監視における表示等の書類上の確認
- ・「アレルギー表示が不適切である」との有症苦情からの対応

### 3 違反発見時等の措置

- ・特定原材料が含まれる食品に係る表示が訂正されるまでの間は、当該食品等の販売を行わないよう指導。
- ・必要に応じて法第55条に基づく措置等を検討

### 4 その他留意事項

- ・特定原材料のコンタミネーションが起こらないよう留意するよう指導
- ・食品等の出荷又は販売に際しては、特定原材料の表示事項を点検するよう指導